

【経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願6種類79件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案は、金融機関において、不良債権問題や平成10年4月から導入された早期是正措置への対応に伴い、いわゆる貸し渋りという事態が深刻になっているところ、最近の金融システム改革の動きを契機とする金融機関による取引先選別強化の動きも重なり、間接金融に依存せざるを得ない中小企業の資金調達が大変厳しい状況となることが予想されることから、昭和48年以降見直されていない中小企業信用保険法等中小企業金融関係法律における卸売業、小売業及びサービス業に関する資本金基準を引き上げて中小企業者の範囲を改定し、資金の融通の円滑化を図ろうとするものである。

委員会においては、景気の現状及び今後の経済政策の在り方、本法改正に伴う中小零細企業への配慮、貸し渋り解消への効果、政府系金融機関の中小企業政策における位置付け等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党より、中小企業信用保険法第3条の3から普通保険、無担保保険を削除する修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、2項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

5月18日、地域経済及び中小企業の経営状況の実情調査のため、静岡県静岡市及び栃木県宇都宮市に委員派遣を行い、現地において地方公聴会を開会した。また、5月25日に派遣委員の報告を行った。

5月25日、経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査のため、参考人として、株式会社三和総合研究所調査部長蔦壁寛明君、株式会社野村総合研究所主席研究員リチャード・クー君、全国銀行協会連合会一般委員長中原眞君、社団法人全国地方銀行協会一般委員長大久保敏治君、全国中小企業団体中央会副会長古川敏一君、大阪商工会議所副会頭小池俊二君、の出席を求め、意見を聴取した。参考人に対しては、効果的な財政出動策、低金利政策の妥当性、景気の現状、金融機関への公的資金導入の実効性、貸し渋りの実態と解消への取組、ベンチャー企業の育成と空洞化防止策等について質疑が行われた。

6月8日、経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査を議題とし、中小企業への貸し渋り対策、中小企業対策の在り方、地域経済の活性化策、再雇用政策の在り方等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年4月30日（木）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年5月8日（金）（第2回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成10年5月25日（月）（第3回）

- 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 経済対策、中小企業の経営状況及び中小企業金融に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

株式会社三和総合研究所調査部長

蔦壁 寛明君

株式会社野村総合研究所主席研究員

リチャード・クー君

全国銀行協会連合会一般委員長

中原 眞君

社団法人全国地方銀行協会一般委員長

大久保 敏治君

全国中小企業団体中央会副会長

古川 敏一君

大阪商工会議所副会頭

小池 俊二君

○平成10年5月27日（水）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第114号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣、政府委員及び参考人中小企業金融公庫総裁角谷正彦君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第114号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由

反対会派 なし

欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

○平成10年6月8日（月）（第5回）

- 中小企業への貸し渋り対策に関する件、中小企業対策の在り方に関する件、地域経済の活性化策に関する件、再雇用政策の在り方に関する件等について松永大蔵大臣、堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年6月18日（木）（第6回）

- 請願第242号外78件を審査した。
- 経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第114号）

【要 旨】

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、中小企業信用保険法等に規定する中小企業者等の範囲を改めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険法及び中小企業金融公庫法の一部改正

- (1) 小売業及びサービス業の資本金基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げる。
- (2) 卸売業の資本金基準を3,000万円以下から7,000万円以下に引き上げる。
- (3) 政令で定める業種に属する事業者について、資本金又は従業員数の基準を政令で定める基準以下とする。

2 環境衛生金融公庫法の一部改正

環境衛生関係営業者の資本金基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げる。

3 中小企業倒産防止共済法の一部改正

- (1) 小売業及びサービス業の資本金基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げる。
- (2) 卸売業の資本金基準を3,000万円以下から7,000万円以下に引き上げる。

【附 帯 決 議】

政府は、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、中小企業の経営を安定化させるため以下の点を実現するべきである。

- 1 中小企業基本法等における中小企業の範囲の見直し、中小企業予算、税制のあり方等について中小企業の活性化の観点から早急に再検討すること。
- 2 中小企業金融については、引き続き中小企業金融公庫等制度金融面からの支援措置を講じていくとともに、審査体制の整備、信用保証制度の充実に努めること。

なお、中小企業による社債発行等直接金融の円滑化策についても検討すること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
114	中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案	衆	10. 5. 11	10. 5. 13 (予備)	10. 5. 27 可 決 附帯決議	10. 5. 29 可 決	10. 5. 12 経済対策 特 委	10. 5. 21 可 決	10. 5. 22 可 決
				○10. 5. 13 参本会議趣旨説明 ○10. 5. 12 衆本会議趣旨説明					